

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを  
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**参考資料**

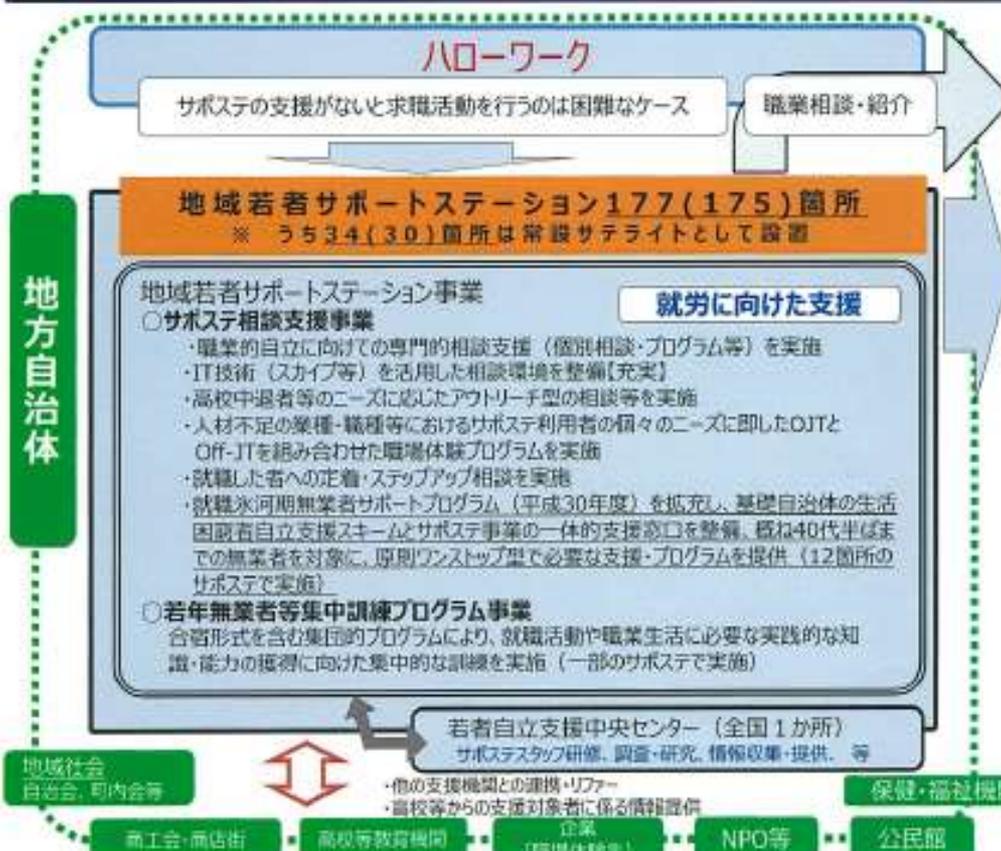
# 「就職氷河期世代等無業者一体型 支援モデルプログラム」に見る 若年無業問題の解決に向けた 厚生労働省の本気度

～現場の課題と真摯に向き合う厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室～

※以下のスライドは、平成31年4月12日配布、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室  
『平成31年度地域若者サポートステーション事業全体研修』資料より抜粋

- 若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者（ニート※1）の数は近年、50万人台半ばで高止まりしている。
- これらの者の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要。
- このため、若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」（※2）において、地方自治体と協働し（※3）、職業的自立に向けての専門的相談支援、高校中退者等に対する切れ目ない支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等を実施。
- さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）等を踏まえ、高校中退者等へのアウトリーチ型の就労支援の充実、「就職氷河期世代」にあたる無業者への支援のモデルの開発、定着・ステップアップ支援の強化に取り組む。

（※1 15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者 ※2 H18年度～、若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等 実施、15～39歳対象 ※3 地方自治体から予算措置等）

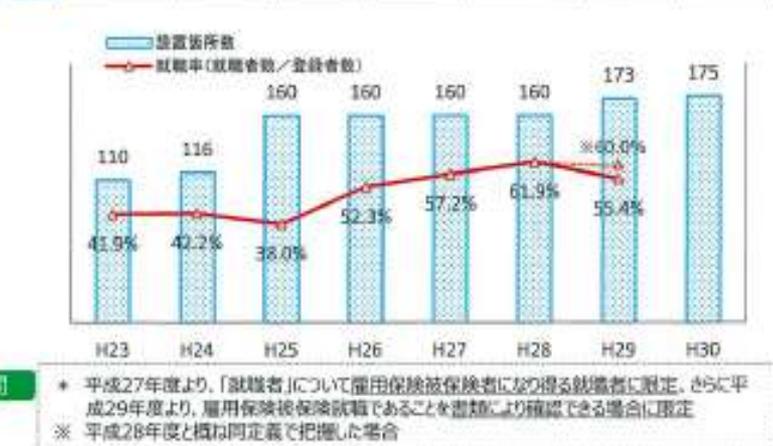


### 【サポステの実績（平成29年度末現在）】

○平成18年事業開始以来の進路決定者数（累計） **125,296人**

○うち、「新成長戦略」に基づく政府目標「進路決定者数10万人」（平成23～32年度）に対する進捗状況 **108,389人**  
→目標達成

求職決定者数(人)	うち就職者数(人)	登録者数(人)	就職率(%)	前月同月数(件)	初回件数(件)	七ヶ月連続者数(人)
10,184	8,930	16,122	55.4 ※(60.0)	474,749	287,730	187,019



## サポステ事業運営に係る主な課題認識と平成31年度以降当面の取組みの重点

### ■ サポステ事業全体の弾力的評価の仕組みによる実効性ある目標管理

→H30年度より、サポステの支援により雇用保険被保険者となることに向け着実にステップを踏んでいると考え得る者（週所定労働時間20H未満又は公的職業訓練の受講）についても評価の対象に追加。この仕組みを活用し、ハローワーク等とも連携し「就職者等」を可能な限り正確に捕捉

■ サポステ認知度向上のための中央・各地域での訴求力のある広報活動等の展開、「入り口」側の関係機関との連携・相互リファー強化、サポステ登録要件に係る正確な取扱い等による、サポステの支援を求める幅広い若年無業者等の利用促進、登録実績の確保・向上

■ 「出口」の観点からのハローワーク等就職支援機関への円滑誘導、職場体験プログラムの有効活用による企業との接点拡大、定着ステップアッププログラムの効果的活用

■ 集中訓練プログラム事業の活用促進（改めて課題を点検すると?）

■ 支援スタッフの専門性の一層の向上、そのための研修、経験交流等の機会の充実

→サポステ事業全体の専門性の向上に資する研修の企画・実施（若者自立支援中央センター事業）、サポステ相互の経験交流（促進策のアイデアありましたらご提案を!）

■ 就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラムの実施等、生活困窮者自立支援制度等福祉施策との連携強化

→今年度から2か年事業（12箇所）として、生活困窮者自立支援スキームとサポステ事業の一体的支援窓口を整備。課題抽出の上、平成32年度に当面必要な支援の強化、平成33年度からの拡大、恒久化等事業方針の確定。これ以外のサポステでも、現行対象年齢を前提に、生活困窮者自立支援、生活保護等福祉施策との連携強化について検討、好事例発信を期待!

■ 現行スキームで「隙間」に落ちている若年無業者層がいないか、各地域の社会課題の目線で点検し、自治体等関係機関との連携の下で順次支援環境を整えることが期待!

開き発 0401 第 1 号  
平成 31 年 4 月 1 日

地域若者サポートステーション  
実施団体の長 殿  
総括コーディネーター 殿

厚生労働省参事官  
(若年者・キャリア形成支援担当)

平成 31 年度地域若者サポートステーション事業と生活困窮者自立支援制度との関係について

日頃より、地域若者サポートステーション事業（以下「サポステ事業」という。）の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援が全国 903 の福祉事務所設置自治体において実施されているところです。

生活困窮者自立支援制度（以下「困窮者制度」という。）とサポステ事業の関係については、従来は平成 27 年 6 月 4 日付能形発 0604 第 1 号「平成 27 年度地域若者サポートステーション事業と困窮者制度との関係について」（以下「平成 27 年通知」という。）に基づいて実施してきたところであるが、今般、両事業の連携を推進する観点から、平成 31 年度から下記のとりの対応としますのでご承知おきください。

なお、これに併せ、平成 27 年通知については廃止する。

## 記

### 1. 支援対象者について

#### (1) 両事業の支援対象者は以下のとおり区分される。

##### ① サポステ事業における支援対象者

15 歳から 39 歳までのニート等若年無業者のうち、就労に関する意欲は認められるものの何らかの課題を抱え、主にハローワーク等で一人で求職活動ができるまでには至らない者（就職氷河期等無業者一体型支援

モデルプログラムを受託している場合は、就職氷河期に端を発する無業者（一般的に 1993（平成 5 年）から 2004 年（平成 16 年）頃に学校を卒業し、現在無業の状態にある者であって、現在の年齢で見ると概ね 40 代半ばまでの者を含む。）。

##### ② 困窮者制度における支援対象者

年齢に関わらず、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

(2) 困窮者制度における「自立相談支援事業」の支援対象者（下記（3）の場合を除く。）については、サポステ事業の支援を行うことを妨げるものではない。

(3) 困窮者制度における「就労準備支援事業」の支援対象者となる者は、原則として、サポステ事業による支援は行わない。

ただし、サポステ実施団体が就職氷河期等無業者一体型支援モデルプログラムを受託している場合及び当該支援対象者が、就労準備支援事業の枠組みにおいてサポステ事業と同様の支援を受けることができない場合を除く。

なお、当然のことながら、サポステ実施団体の独自事業や地方自治体の措置する事業として支援を行うことを妨げるものではない。

##### 2. 困窮者制度実施事業者との連携について

(1) 困窮者制度実施事業者と積極的に連携し、上記「1. 支援対象者について」を踏まえ、お互いの支援対象を具体的に把握しておくなど、支援を希望する者をたらい回しにすることのないよう十分に配慮すること。

また、サポステに困窮者制度の支援対象者となり得る者が来所した場合には、速やかに困窮者制度実施事業者へリファーを行うこと。

(2) 上記 1. (3) のとおり、困窮者制度の枠組みにおいて就労準備支援事業の支援対象者となる者は、原則として、サポステによる支援は受けられないが、サポステ実施団体が就職氷河期等無業者一体型支援モデルプログラムを受託している場合及び当該支援対象者が就労準備支援事業の枠組みにおいてサポステ事業と同様の支援を受けることができない場合はこの限りとしなため、困窮者制度からサポステへのリファーを受ける際には留意すること。

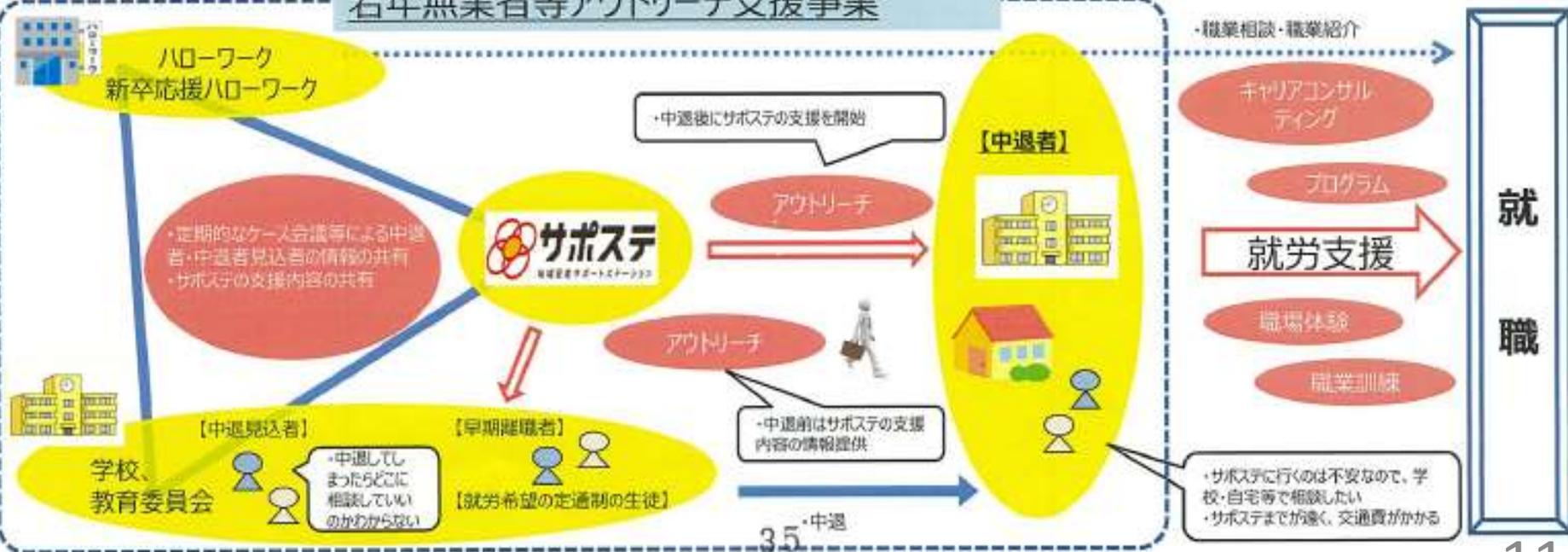
(3) 困窮者制度実施事業者とサポステ実施団体とは、日常的な連携関係の構築に努めるとともに、相互に事業紹介のためのパンフレットを備え置くなど来所者に対し正確な情報提供できるよう体制を整えること。

- 高校生徒数が減少している中、高校中退者の数は毎年5万人を越え、また若年無業者の数も50万人台半ばと高止まりしている状況にあり、こうした若者の切れ目ない支援を行うことは、若者の可能性を広げるだけでなく、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要な課題。
- こうした中、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）により、高校・高等専修学校とサポステ等の連携による中退者・若年無業者の若者等へのアウトリーチ型等の就労支援を実施することとされたことを踏まえ、中退者等の希望に応じて、地域若者サポートステーション職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の就労支援を実施。加えて、就労を希望する定時制・通信制の生徒、高校が把握した高卒就職早期離職者、新卒応援ハローワークが把握した無業リスクの高い大学中退者及び未就職卒業生等に対しても、本スキームを活用した効果的なアプローチを行う。

## ◆ サポステと学校等との連携による中退者支援（学校教育からの「切れ目ない支援」）

- 高校等に対するサポステの支援内容の詳細な情報提供
- 高校・ハローワーク等の関係機関との定期的な会議を通じた、就労を希望する中退者等の支援対象者の把握、支援内容の検討
- 中退の可能性が明確化した者の希望に応じた、高校等に出向いてサポステの紹介・説明、中退後の登録・支援開始
- 中退者の希望に応じた、高校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の相談等の決め細かい支援を実施

## 若年無業者等アウトリーチ支援事業



- 地域の産業界の協力の下、就労の後押し及び若者が産業界の将来の担い手となる第一歩を踏み出すための職場体験プログラムを実施
- 具体的には、人材不足の業種・職種、また、実際にハローワークに求人が出ている事業所及び同業種の事業所を中心に、サポステ利用者の個々のニーズに応じて、OJTとoff-JTを組み合わせた職場体験プログラム実施企業を開拓
- 体験期間終了後は、体験先企業や関連企業での雇用形態での就業への移行・定着を促進するための相談支援及び体験先企業への働きかけ等を実施

対象者：サポステの支援を受けている者

相談支援を受け、短期の職場見学等を経て、一定程度自信を回復し、同一事業所での本格的な職場体験を行えるレベルに至った者。

⇒ 1週間から3か月程度の職場体験プログラムを行うことで、実践的なスキル習得、職場環境への適合、ひいては就職体験先企業又は関連企業への就職及び職場定着が期待できる。

継続して働けるかチャレンジ

求人ニーズの高い仕事にチャレンジ（マッチング）

受入先の事業主の負担軽減

## － 職場体験プログラム －

- 人材不足分野等における職場体験プログラム（OJTとoff-JT（※）の組み合わせ）  
※ 安全確認、顧客対応上最低限遵守すべき事項等のオリエンテーション
- 1週間～3か月程度
- 連続した職場体験を実施（これまでの職場見学等は1～数日程度）
- 職場体験期間中は就労ではないので無償
- 体験開始前、体験中、体験後の振り返りなどサポステ利用者と事業主をフォロー
- 体験を受入れた事業主のプログラム実施経費に相当するものとして、体験受入謝金（最大4万円/月）を支給



事業所に毎日かよえるかな？

介護って？  
建設業でもパソコンって使うの？販売でも事務仕事がある？

1～数日ならがんばれるが、同じ事業所で同じ人とうまくやっていける？

・体験期間終了後、体験先企業や関連企業等での雇用契約による就業に移行できるよう支援・企業への働きかけを実施。

・就職後も、定着・ステップアッププログラムによる継続した支援を実施。

サポステ

ハローワーク

・連携

・職業相談・  
職業紹介

就職<sub>36</sub>

## 事業概要

無業状態にある若者に対し、合宿形式を含む生活面等のサポートと職場体験・職場実習（OJT訓練）・資格取得等の訓練を集中的に実施、自信回復、就職に必要な基礎的能力獲得、基礎的資格の取得等を図り、就労を強力に支援する。

## 対象者

15歳～39歳までの若年無業者等であって、生活面、メンタル面等のサポートが必要である一方、基礎的能力を付与した場合に、一定以上の職業能力の発揮が期待できると地域若者サポートステーションのキャリアコンサルタントに判断された者

## 若年無業者等集中訓練プログラム事業

- 合宿形式を含むカリキュラムを組み合わせ実施。
- 1ヶ月～最大6ヶ月
- 生活面、メンタル面等のサポートと、一人一人の状態に合わせた集中訓練。
  - ①グループワーク、コミュニケーション訓練
  - ②職場体験、職場実習（OJT訓練を含む）
  - ③資格取得講座等の受講
  - ④就職活動の基礎知識講習
  - ⑤履歴書の添削・模擬面接 など

基礎的  
能力獲得

課題  
克服



事業費  
(受講生1人  
当たり月10万円まで)

## ハローワークとサポステの連携による就職支援

- プログラム修了後6か月以内の就職を目指し、月1回以上の就職活動（求人への応募）を必須化。
- ハローワークでの就職活動に際し、サポステ職員によるハローワークへの同行訪問を強化。

**就 職**

・就職後も、定着・ステップアッププログラムによる継続した支援を実施。

- 無業の若者の就労を支援する「地域若者サポートステーション」(通称：サポステ) の支援を受けて就職した者に、就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就職機会にキャリアアップできるよう、ステップアップに向けた支援を実施。

就職を支援

就労後もフォローアップを通じて、  
早期離職を防止

安定した雇用へ

地域若者サポート  
ステーション

○相談支援

職業的自立に向けての専門的相談支援（個別相談、プログラム等）

○職場体験プログラム

人材不足分野の業種・職種等における個々のニーズに即したOJTとOff-JTを組み合わせた職場体験

○若年無業者等集中訓練プログラム事業

合宿形式を含むサポート、自信回復、職場に必要な基礎的能力、就職活動に向けての基礎知識獲得の獲得に向けた集中的な支援

- 定着・ステップアッププログラム  
就職した者への定着・ステップアップ相談

ステップアップ相談

キャリアコンサルティングを行い、安定した雇用を目指す

就職

職場定着フォロー

- ・相談
- ・事業所訪問
- ・利用者の交流

無業状態であった期間が長く職場になじむまで時間がかかる

キャリアアップ

- ・アルバイトから契約社員へ
- ・パートタイムからフルタイム勤務へ
- ・非正規雇用労働者から正規雇用労働者へ
- ・週20時間未満の就労から雇用保険被保険者となる週20時間以上へ
- ・社内でグループリーダーへ



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援  
ネットワークを活用した多面的援助アプローチ

～どんな境遇の子どもも見捨てない！NPOによる「協働型」「創造型」の支援実践～

社会的孤立・排除を生まない  
総合的な支援体制の確立

足りないもの、必要なものは  
「協働」で創り出す！



すべての子ども・若者が「安心」と  
「希望」を抱ける地域づくり